



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

○食品表示基準の一部を改正する内閣府令 (内閣府二四)

〔省 令〕

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通三五)

〔告 示〕

○地域再生計画を認定した件 (内閣府六四〇九一三)
○地域再生計画の変更を認定した件 (同九一四〇一五二三)
○地域再生計画の認定を取り消した件 (同一五二四〇一五二六)
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件 (国土交通六〇九)

〔人事異動〕

法務省

一九

一九

一九

二五

三

六

一

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分、基本測量

関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

警察共済組合定款の一部変更、独立

行政法人統計センター、日本中央競

馬会平成三十事業年度決算等、料金

の額及び徴収期間の変更 (東日本高

速道路株式会社・中日本高速道路株

式会社・西日本高速道路株式会社)、

地方職員共済組合定款の一部変更、

地方公務員共済組合連合会・役員

の退任及び就任、企業年金基金設立関

係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、

無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

二五

二五

二五

三六

二〇五

二〇四

府

令

○内閣府令第二十四号

食品表示法 (平成二十五年法律第七十号) 第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎